

## 退職金規程等を変更する場合の取り扱いについて

拝啓 平素は当基金の事業運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当基金は確定給付企業年金法により厚生労働省の規約の認可を受け設立し運営している企業年金基金であり、事業所様が当基金へのご加入にあたり策定、整備された退職金規程、就業規則等に基づき資格の取得・喪失や掛金を納付していただき、それにより加入者の皆様への給付を行っているところであります。

したがいまして、給付に影響を及ぼすこととなる退職金規程や就業規則等の内容を変更する場合は、事前に当基金の規約の変更について厚生労働省の認可を受け、その認可後でなければ変更することができないこととされています。（認可を受けるには、基金代議員会（通常7月、3月の年2回開催）での承認後、厚生労働省への認可申請を行いますので一定の期間を要します。）

このことから、事業所様におかれまして、当基金の給付に影響を及ぼす退職金規程や就業規則等（掛金額や資格取得時期等）の変更を予定されている場合は、あらかじめ当基金事務局までご連絡をお願い申し上げます。

また、当基金の給付に影響を及ぼさないもの（例えば、退職金規程等の条番号の変更）の変更であっても、当基金規約に反映している場合は厚生労働省への届出が必要となりますので、この場合も、あらかじめ当基金事務局までご連絡をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、ご不明なことがありましたら、基金事務局までお問い合わせください。

敬 具